

[事案 2020-215] 新契約無効請求

・令和3年6月23日 和解成立

<事案の概要>

契約時、認知症により意思能力がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年4月に契約した選択緩和型医療保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、契約者である母（申立人）は認知症であり、事理弁識能力が著しく低下していた。
- (2) 契約時、母は80歳であったが、親族を同席させるなどの高齢者に配慮した対応が取られていない。
- (3) 保険料の支払いを終えていた介護保険を解約して、保険料払込期間が終身となる本契約に加入する必要性がない。
- (4) 申立人代理人である自分（契約者の娘）は、当時母と同居していなかったが、父からは母の様子がかかりおかしいと電話で聞いていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない

- (1) 提出されている令和2年8月付の診断書からは、平成27年4月時点で申立人の意思判断能力が劣っていたとは判断できない。
- (2) 当社の高齢者ルールに従い、申立人に家族同席を希望するか確認したところ、希望されなかったため、内勤職員による契約内容確認を募集人同席のもとで実施している。
- (3) 入院保障に興味を持っていた申立人に対し、本契約を契約可能な商品として勧誘したところ、気に入ったため、介護保険を解約して契約した。
- (4) 募集人は、申立人の意思判断能力が十分でないと感じることは全くできなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代理人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人に意思能力がなかったこと等は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約時、申立人の事理弁識能力が著しく欠けていたとまでは言うことができないとしても、当時80歳であったこと、および、契約2か月後に行った長谷川式簡易知能評価スケールでは21点であったことから、ある程度判断能力は低下していたことが認められる。
- (2) 本契約の申込直後に、保険料払込期間が経過していた介護保険を解約しているが、高齢である申立人に十分に配慮して、より慎重に手続を進める必要があったと考える。